

1 生徒心得

(校内生活)

第1条 登校・下校・欠席・早退・外出・遅刻について

- 1 登校は8時40分までに各ホームルームで着席していること。
- 2 欠席や遅刻をする場合は、必ず保護者が事前に電話もしくは生徒手帳に記載・押印のうえ担任に連絡するものとする。
- 3 早退・外出の場合は、許可書に記入し、担任の許可を受けるものとする。
- 4 登校時間や授業に遅刻した場合は、職員室から入室許可書を受け取り、担任または教科担任に提出するものとする。

第2条 授業を受ける姿勢及び学習に適する環境の維持について

- 1 授業の始めと終わりは「礼」をする。
- 2 授業に必要な教科書・教具の貸借は認めない。
- 3 始業前には、きちんと着席し、授業の準備をする。
- 4 教科書・教具は必ず持ち帰るとともに、学習に不必要な雑誌類・娯楽品等は、持参しない。
- 5 校舎内の整理整頓に心掛けるとともに落書きや故意の破損はしてはならない。
- 6 携帯電話及びスマートフォン・スマートウォッチなどの電子機器の使用については、周囲に迷惑をかけない範囲とすること。ただし、授業中の私的な使用を禁止する。管理については、原則、自己管理とする。運用ルールについては別に定める。

第3条 校内におけるマナーについて

- 1 校長室・職員室・事務室などでは、入退室のマナーを守ること。
- 2 特別な場合を除き帽子・コート・手袋類は校舎内で着用しないこと。

第4条 所持品・携行品について

- 1 生徒手帳（身分証明書）は、校内外を問わず携行する。
- 2 多額の金銭、貴重品は持参してはならない。学校納金は登校後すみやかに納入する

第5条 服装・頭髪について

- 1 服装関係
 - (1) 上 着…学校指定のブレザー。変形、改造、学校指定以外の付属品（アクセサリー、ボタン）の着用を認めない。
 - (2) ワイシャツ…白無地のワイシャツを着用する（開襟不可）。襟や喉元に装飾のないものとする。
 - (3) S前ベスト…購入者は正装時には着用すること。
 - (4) ボトムス…学校指定のスラックスまたはプリーツスカートとし、スカート丈については膝が隠れることとする。変形、改造は認めない。
 - (5) ベル ト…スラックス着用時には必ず着用するが、華美なものは避ける。
 - (6) 靴下・タイツ等…白・黒・紺・グレー等とし、華美なものは避ける。
 - (7) ネクタイ・リボン…学校指定のネクタイまたはリボンを着用することとする。

(8) 正装について

全員購入品の制服を正しく着ている状態を正装とする。

(9) 夏期略装

夏に定められた期間にはブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなくて良い。白無地のワイシャツまたはポロシャツを着用すること。夏期の期間ベストを着用しないときはワイシャツの下には肌着を着用する。なお、胸元のワンポイントは規定の範囲ではない。

※ポロシャツについて

- ・ブレザー着用の際はすそを出してはいけない。
- ・儀式の際は不可とする。

(10) その他

- ① コート・ジャンパーは華美にならないようにする。
- ② 上靴は学校指定の運動靴とする。
- ③ ニットベスト・カーディガンは学校指定品のみとする。ただし、ブレザーの上に着ることは不可とする。

2 身だしなみ関係

(1) 頭髪

- ① 高校生らしい清潔で端正な髪型とする。
- ② パーマ・染色・脱色・変形など頭髪の加工を禁止する。

(2) 装飾品

- ① 装飾品（指輪・ピアス・ネックレス・カラーコンタクトなど）は身につけない。
- ② 化粧をしない（つけまつげ・まつげエクステ・マニキュア・香水を含む）。

(3) その他

やむを得ない事情で異装をするときは所定の手続きを経ること。なお、通常のクリーニングは異装を認めない。

(校外生活)

第6条 通学について

- (1) 交通ルールを守り、高校生として良識ある行動をとること。
- (2) 公共機関による乗り物を利用する際は、他の乗客の迷惑になる行動を慎み安全に留意すること。
- (3) 登下校時には家族以外の車への同乗をしてはいけない。

第7条 夜間外出・外泊について

- (1) 外出時は必ず保護者に行き先を明らかにする。
- (2) 夜間外出は午後10時00分までとし、以降の外出については、保護者同伴とする。
- (3) 外泊は原則として認めない。
- (4) 未成年者の立入禁止場所へは入ってはいけない。

第8条 自転車通学について

- (1) 自転車通学をしようとするものは、保護者を通して許可願を提出しなければならない。
- (2) 自転車通学は、経路が妥当であり、車体が整備されている場合のみ許可する。ただし、積雪時は除く。
- (3) 許可期間は別に定める。
- (4) 交通道德・道路交通法を遵守すること。特に夜間は照明を点灯し、並進、二人乗り、他人への貸与はしないこと。
- (5) 車体には常に学校の許可ラベルを貼り付けておくこと。
- (6) 登校後自転車は、指定された場所に施錠し、整頓しておくこと。

第9条 原動機付自転車及び自動二輪運転免許の取得は認めない。

第10条 普通自動車運転免許の取得は別に定める。

第11条 アルバイトについて

- (1) 生徒がアルバイトを希望する場合は、保護者の同意を得て所定の様式をもって、生徒指導部に届け出ること。
- (2) 場所については、風俗営業に関するもの（主に居酒屋等酒類を多く提供する場所やパチンコ店など）や、危険が伴うと予想されるもの、また、長距離にわたって交通機関を利用するものや、住み込みまたは宿泊を伴うもの以外とする。
- (3) アルバイトをする者は、学校生活を優先すること。
- (4) 定期考査1週間前はアルバイトをしない。
- (5) 欠席・遅刻・服装など日常の生活態度をきちんとすること。

2 北海道奈井江商業高等学校生徒会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道奈井江商業高等学校生徒会と称する。

(構 成)

第2条 本会は、北海道奈井江商業高等学校に在学する生徒により構成され、運営される。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、自治能力を高め、その活動を通じ、学校生活を向上させ、社会の構成員として必要な資質をつちかう。

第2章 役員

(役員及び任務)

第4条 本会には、次の役員をおく。

- 1 会長1名 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長1名 会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 書記1名 本会の記録・文書を整理・保存し連絡事務を行う。
- 4 会計1名 本会に必要な会計事務を行う。
- 5 監査1名 本会の活動全般について次の監査を行う。
 - 1 会計、備品、書類の監査
 - 2 活動状況における監査これについて活動状況が好ましくないと認めた場合は、代議委員会を通じ勧告する。

(役員を選出)

第5条 役員を選出については、全会員の選挙により選出する。

第3章 機関

(各機関)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の機関を設置する。

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 生徒総会 | 2 代議委員会 | 3 行事委員会 | 4 風紀保健委員会 |
| 5 図書委員会 | 6 選挙管理委員会 | 7 部・同好会 | 8 ホームルーム |
- ※3～5は各種委員会と呼ぶ。

第1節 生徒総会

(性格と構成)

第7条 生徒総会は生徒会における最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とがある。また全生徒をもって構成される。

(定期総会)

第8条 定期総会は、原則として年1回会長が召集し、年間活動計画、予算・決算、監査事項その他について報告、審議する。

(臨時総会)

第9条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、代議委員会の決議または全会員の3分の1以上の要求があった時開かれる。

(成立)

第10条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席の下に開かれ、その決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(総会の運営)

第11条 生徒総会の正副議長は総会ごとに全会員の中から選出する。但し、役員は正副議長につくことはできない。

第2節 代議委員会

(性格と構成)

第12条 代議委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、各ホームルームのHR長、副HR長によって構成する。また代議委員会には、役員及び関係機関の責任者が出席し、議題の提案理由の説明及び質疑に対して答弁しなければならない。

(召集)

第13条 代議委員会は会長が招集する。

(成立)

第14条 代議委員会は委員の3分の2以上で成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

(審議事項)

第15条 代議委員会は次の事項を審議する。

- (1) 年間活動計画
- (2) 予算・決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 部・同好会の改廃
- (5) ホームルームからの議題
- (6) その他

第3節 各種委員会

(性格)

第16条 各種委員会は、それぞれの専門業務を執行する機関とする。

(構成)

第17条 各種委員会は、ホームルームより選出された以下の委員によって構成する。

- 1 行事、風紀保健、図書委員会 HR各2名 (在籍数により1名でも可)

(業務)

第18条 各種委員会は、以下のそれぞれの業務を行う。

- 1 行事委員会 体育・文化的行事の企画、立案、運営を行う。
- 2 風紀保健委員会 校内外の風紀全般、保健、衛生及び美化に関する企画、立案、運営を行う。
- 3 図書委員会 図書館の運営及び読書活動に関する企画、立案、運営を行う。

(召集)

第19条 各種委員会は、各委員長または代議委員会が必要と認めた時に開かれ、各委員長によって召集される。

第4節 選挙管理委員会

(構成)

第20条 本委員会はホームルームより1名選出された委員によって構成する。

(業務)

第21条 本委員会は、生徒会役員の選挙を管理運営する。

(規約)

第22条 選挙に関する規約は別に定める。

第5節 部・同好会

(目的)

第23条 本会は心身の健全な発展をはかることを目的として、部（以下同好会も含む）を置く。

(統括)

第24条 部・同好会は生徒会が統括する。なお、円滑に機能させるために、部長会議を設置する。

(所属)

第25条 部は体育系、文化系の二つに大別され、本会会員は原則として一つもしくは二つの部に所属することができる。ただし、二部にわたる場合は、各顧問の許可を得ることとする。

(運営)

第26条 各部は指導顧問を必要とし、責任者として部長をおかなければならない。

(加入と退部)

第27条 各部の加入及び退部は、関係する部顧問の許可を得るものとする。定期の部員募集は4月のみとし、各部一斉に行われる。

(設立)

第28条 部を設立する場合には、原則として同好会を発足させなければならない。なお、新同好会設立は下記の項目を要望書に記入の上、生徒会へ提出し、代議委員会を経て、原則として学年末に決定される。

(1) 名称

(2) 責任者及び部員

(3) 顧問

(4) 設置理由及び活動計画

ただし、新部設置については同好会としての活動実績のあるものとする。

(改 廃)

第29条 部の昇降格については、代議委員会を経て、学年末に決定される。また廃部については、下記事項に該当した場合、代議委員会を経て、学年末に決定される。

- (1) 部の目的をそれた場合
- (2) 部としての義務を怠った場合
- (3) 部・同好会の構成等で十分な活動ができない場合

(細 則)

第30条 部・同好会活動細則は別に定める。

第6節 ホームルーム

(性 格)

第31条 ホームルームは本会を構成する基本単位であり、各機関へ提出する事項及び各機関から提出された事項を討議するほか、各機関で決定されたことを実施する。

第4章 任 期

(任 期)

第32条 各役員の任期は、次のとおりとする。但し、再任は妨げない。

- (1) 生徒会役員 10月1日より翌年の9月30日まで
- (2) 代議委員、各種委員
 - 前期 4月1日より9月30日まで
 - 後期 10月1日より3月31日まで
- (3) 選挙管理委員 4月1日より3月31日まで

第5章 会 計

(諸経費)

第33条 本会の経費は、会費及び入会金並びにその他の特別の収入をもって当てる。

(入会金)

第34条 生徒会入会金は1,500円とする。

(会 費)

第35条 会費は年額18,000円とする。なお、徴収方法は毎年4月～6月まで3ヶ月で徴収する。

(会費の決定)

第36条 生徒会費は、生徒総会において出席者の3分の2以上の賛成及び学校長の承認を得て、決定される。

(会計年度)

第37条 生徒会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(予算立案及び執行)

第38条 予算の立案と執行は会計が行う。

第6章 付 則

(規約の改正)

第39条 本会の規約の改正は代議委員会で検討の上、生徒総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。また、生徒会の各種機関に基づいて決定した事項は、特に明記された以外の事項については、学校側の承認を必要とする。すべての細則は、代議委員会の承認を必要とする。

3 北海道奈井江商業高等学校生徒会選挙規約

第1章 全会員による選挙

(選挙管理委員会)

第1条 本委員会は北海道奈井江商業高等学校選挙管理委員会と称する。

第2条 本委員会はホームルームより各1名選出された委員により構成される。

第3条 選挙管理委員の任期は1年とする。

第4条 本委員会は正副委員長、正副議長各1名、書記1名を互選する。

第5条 本委員会は本規約に関する一切の選挙の管理運営にあたり、次の任務を行う。

- (1) 選挙人名簿の作成
- (2) 立候補届出用紙の作成
- (3) 立候補届出の受付及び公示
- (4) 選挙方式の告示
- (5) 投票・開票の日時及び場所の決定公示
- (6) 立ち会い演説会の開催
- (7) 投票用紙の管理及び投票開票の管理
- (8) 投票の有無効の判定
- (9) 選挙終了結果の報告
- (10) その他の選挙に関する必要事項

第6条 選挙管理委員は第5条以外の選挙行為はできない。

第7条 本規約に関し違反があった場合、本委員会はその処置を講ずることができる。

(立候補)

第8条 立候補者は定められた日までに選挙管理委員会によって作成された立候補届出用紙に立候補者、責任者各1名、その他必要事項を書き選挙管理委員会に提出する。また、立候補届出用紙と選挙管理委員会検印のないものは無効とする。

第9条 何人も同時に2つ以上の立候補者となること及び同時に2人以上の立候補者の責任者となることはできない。

(選挙公示)

第10条 本委員会は選挙15日前に選挙公示をしなければならない。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は選挙管理委員以外全会員が参加できる。

第12条 選挙運動は立候補者の届出があった後選挙直前までとする。

第13条 立候補者及び責任者の演説は選挙管理委員会が承認した日時、場所以外で行うことはできない。また、委員会は一度立会演説会を開かなければならない。

(選挙及び任期)

第14条 生徒会役員は全会員の直接無記名投票により選出される。

第15条 生徒会役員の任期は1年とし、その開始期は原則として10月とする。選挙は9月とする。

第16条 第14条における、被選挙者は選出後、学校長の承認を受けなければならない。

第17条 立候補者が定員数以内の場合は信任投票を行い信任の決定は、有効投票数の過半数の得票を必要とする。

第18条 立候補者が定員数以上の場合はその定員数だけ投票することができる。また、得票数上位の者より定員数をもって当落の決定とする。この場合有効投票数の過半数の得票を必要とする。

第19条 前条によって当選者が定員に満たない場合には定員に不足する数に1名を加えた候補者を得票上位のものから順に選び決選投票を行う。その結果得票上位のものから定員数が満たされるまでの者を当選とする。

第20条 立候補者が第17条、第18条に反する場合及び生徒会役員の欠員が生じた場合は10日以内に補欠選挙を行う。ただし、再選挙の必要があると本委員会が認めた場合は、これを行うことができる。その場合は生徒総会の追認を受ける必要がある。

第2章 リコール制

第21条 第14条により選出された者として任期中不適任と思われる場合は全会員の3分の1以上の連署を得た申請書を選挙管理委員会へ提出することができる。ただし、その選挙があった日から50日間はそれをするできない。

第22条 本委員会は第21条の申請があった場合、申請要旨を公表しなければならない。

第23条 第21条によるリコールの請求があった場合選挙管理委員会は10日以内に全会員によって信任投票を行う。

第24条 第23条による投票の結果投票数の3分の2以上の不信任の投票があった場合に罷免される。また、その結果欠員が生じた場合には第20条に準ずる。

第25条 本規約は昭和40年12月23日より効力を発する。

4 北海道奈井江商業高等学校 部および同好会活動細則

第1章 役員

第1条 各部（以下同好会も含む）は活動を健全にし、円滑にするため下記の役員を置く。

第2条 各役員は下記の任務を行う。

- （1）部長 部の代表として部を統括する。また部委員会に出席し所定の任務を行う。
- （2）副部長 部長を助け部長に事故ある時はこれを代行する。
- （3）会計 部会計事務及び物品管理を行う。

第3条 役員は各部員の互選により決定される。役員の任期は1年とし、開始期は10月とする。

第2章 活動

第4条 部活動は、部顧問と連絡をとりその指導の下に、計画的組織的に行われなければならない。

第5条 部活動の時間は、原則19時までとする。

第6条 部活動は、原則として決められた場所で行う。なお冬期間については顧問間で検討される。

第7条 定期考査7日前からは、原則として部活動を中止する。

第8条 第5条から第7条について、正当な理由がある場合は、審議の上、原則外の活動を認める。

第3章 予算

第9条 各部では、年度末の生徒会の勧告に基づき、部長を中心として新年度予算要求案を作成する。

第10条 予算要求案は所定の会議を終了したのち新年度当初に決定される。

第11条 予算は当該部全体の適正な運用に支出され、特定の個人のみが使用するものは認められない。

第12条 予算決定後は、下記の事項に該当する以外に品目の流用は認めない。

- (1) 物価の変動による過不足
- (2) 品切れで購入不可
- (3) ある品物の使用不能に伴う不要物品

第13条 決算は2月末日をもって行われる。

第14条 決算上残金の生じた場合は生徒会会計に戻し入れ、超過の場合は部成員の責任において処理しなければならない。

第15条 物品購入の際は、所定の書類に記入し、手続きに従うものとする。

第4章 管 理

第16条 各部の会計は会計簿及び備品台帳を完備し、物品の管理に留意しなければならない。

第17条 備品の紛失、破損の際はその旨を所定の用紙に記入し、生徒会に提出しなければならない。

第18条 各部の会計は生徒会に対して、常に備品についての報告を行える状態でなければならない。

第5章 大会出場

第19条 各部の大会出場は、「北海道奈井江商業高等学校生徒会 対外活動出場規程」に定める。

第20条 各部は年度当初に、大会出場計画案を生徒会に提出しなければならない。

第21条 下記の事項に該当する部及び部員は大会に参加できない。

- (1) 部活動が計画的組織的に行われていない場合
- (2) 物品管理が不十分である
- (3) 医師により保健上不適格と診断された者

第22条 地区予選の行われない大会の場合は部の練習状況、個人の技量を資料として、第19条により決定される。